

【法令に基づく不利益処分】

担当課	法令名	根拠条項	処分の概要	処分基準についての状況			備考
				①設定状況	②未設定理由	③処分基準を公にしている状況・方法	
1 地域振興課	不動産の鑑定評価に関する法律	第30条第1項2	欠格事項の判明による不動産鑑定業者の登録の消除	2未設定	1法令に基準あり	0①で2を記入している場合	
2 地域振興課	不動産の鑑定評価に関する法律	第30条第1項5	登録換えによる不動産鑑定業者の登録の消除	2未設定	1法令に基準あり	0①で2を記入している場合	
3 地域振興課	不動産の鑑定評価に関する法律	第30条第1項6	不正の判明による不動産鑑定業者の登録の消除	2未設定	1法令に基準あり	0①で2を記入している場合	
4 地域振興課	不動産の鑑定評価に関する法律	第41条	不動産鑑定業者の登録の消除等	2未設定	1法令に基準あり	0①で2を記入している場合	
5 地域振興課	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第21条第6項	土地の原状復帰、建築物等の除却等	2未設定			処分の対象無し
6 情報企画課	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	第18条3項	失効情報及び失効情報ファイルの提供の停止	2未設定	2先例なく設定困難	0①で2を記入している場合	
7 交通政策課	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第22条第2項	法の規定に違反する行為が行われた場合の法の指示	2未設定	1法令に基準あり	0①で2を記入している場合	